

御殿場市民会館貯水槽清掃業務仕様書

1 業務場所

御殿場市民会館敷地内

2 目的

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第4条」に基づき、建物内で使用する飲料水の衛生管理を行い、快適な生活環境を増進することを目的とする。

3 業務実施回数

年1回とする。

4 業務内容

(1) 受水槽清掃

受水槽総容量 4.5 m³

- ①定水位弁（ボールタップ）作動点検
- ②電極棒 試験回路にて作動点検
- ③防虫網 破れ等がないか点検
- ④汚れの程度、壁面のひび割れ等点検
- ⑤清掃前 残留塩素測定
- ⑥槽内清掃
- ⑦槽内消毒（消毒液 次亜塩素酸ナトリウム溶液 50 ppm）
- ⑧受水槽周辺の清掃

(2) 高架水槽

高架水槽総容量 1.2 m³

- ①満減水警報作動点検
- ②電極棒点検
- ③防虫網 破れ等がないか点検
- ④清掃前 残留塩素測定
- ⑤汚れの程度、壁面のひび割れ等点検
- ⑥フレキシブル継手のひび割れ等点検
- ⑦排水管の点検
- ⑧槽内清掃
- ⑨槽内消毒（消毒液 次亜塩素酸ナトリウム溶液 50 ppm）

(3) 水質検査

受水槽・高架水槽の清掃後に各々実施するものとする。

○残留塩素 ○色度 ○濁度 ○臭気 ○味

5 実施結果の報告

業務報告書は、市からの要望があった際にすぐに提出できるよう準備しておくこと。
ただし、作業中に異常等が認められた場合は直ちに報告し、改善策の提出等を行うこと。

6. その他

- (1) 業務にあたり、施設・備品・その他第三者に対し、故意もしくは重大な過失により損害を与えた場合は賠償の責を負う。
- (2) この仕様書に疑義及び定めのない事項のあるときは、市と協議し、その都度定める。